

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成二十九年群馬県条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

第二条 条例第五条第一項の規定により、同項に規定する施設等のうち、条例別表四の表の駐車場及び別表第一のコインロッカーを除く施設等（以下「利用承認施設等」という。）の利用の承認を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、群馬コンベンションセンター利用承認申請書（別記様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、知事が別に定める日から行うものとする。

(利用の承認)

第三条 知事は、前条第一項の規定による申請があった場合において、利用承認施設等の利用を承認したときは、申請者に群馬コンベンションセンター利用承認書（別記様式第二号）を交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用承認施設等を利用するときは、当該承認書を職員に提示しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第四条 利用者は、利用の変更又は取消しをしようとするときは、群馬コンベンションセンター利用変更（取消し）承認申請書（別記様式第三号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、利用の変更又は取消しを承認したときは、利用者に群馬コンベンションセンター利用変更（取消し）承認書（別記様式第四号）を交付するものとする。

(附属設備及び備品の使用料等)

第五条 条例別表五の表の規定による附属設備及び備品の使用料の額は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 条例別表一の表注七の規則で定める実費相当額は、別表第二に掲げるとおりとする。

(使用料の納付期限)

第六条 条例第十条に規定する使用料は、知事が指定する期限までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 条例第十一条で定める特別な理由は次の各号に掲げるものとし、当該理由により減免する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 災害その他緊急事態の発生により、住民等が一時的に避難し、又は待機する場所として利用する場合 使用料の全額

二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める場合 知事が適当と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、群馬コンベンションセンター使用料減免申請書（別記様式第五号）を第二条第一項の申請書と同時に知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減免を決定したときは、群馬コンベンションセンター使用料減免承認書（別記様式第六号）を交付するものとする。

(使用料の返還)

第八条 条例第十二条ただし書に規定する利用者の責めに帰することができない理由により利用承認施設等を利用することができなくなった場合に返還する使用料の額は、既に納付した使用料の額の全額とする。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、群馬コンベンションセンター使用料返還申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第九条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 引火性物品等の危険物を持ち込まないこと。
- 二 群馬コンベンションセンター(以下「コンベンションセンター」という。)の施設、附属設備及び備品等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。
- 三 職員の指示に従うこと。
- 四 前三号に定めるもののほか、知事が別に定める事項

2 利用者は、前項各号及び次に掲げる事項を入館者に遵守させなければならない。

- 一 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙をしないこと。
- 二 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる行為をしないこと。

(指定管理者による管理)

第十条 条例第十三条第一項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)にコンベンションセンターの管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における同条第二項第五号の知事が別に定める業務は、広報宣伝及び催物の誘致その他のコンベンションセンターの利用促進のために必要な業務とする。

2 指定管理者による管理の場合における第二条から第四条まで、第六条、第七条第二項及び第三項、第八条並びに第九条並びに別記様式第一号から別記様式第七号までの規定の適用については、第二条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「知事が別に定める」とあるのは「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て別に定める」と、第三条第一項、第四条、第六条、第七条第二項及び第三項並びに第八条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第九条第一項第四号中「知事が別に定める」とあるのは「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て別に定める」と、別記様式第一号から別記様式第七号までの規定中「群馬県知事」とあるのは「指定管理者」とする。

3 条例第十四条第一項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合における第六条、第七条第二項及び第三項並びに第八条並びに別記様式第一号から別記様式第七号までの規定の適用については、前項に定めるもののほか、第六条中「第十条に規定する使用料」とあるのは「第十四条第二項に規定する利用料金」と、第七条第二項及び第三項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第八条中「第十二条ただし書」とあるのは「第十四条第六項ただし書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第一号から別記様式第七号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(管理の細則)

第十一条 条例及びこの規則に定めるもののほか、コンベンションセンターの管理に関し必要な事項は、知事がコンベンションセンターの管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第三項の規定により条例の施行の前に行う利用の承認その他の準備行為に係る手続については、この規則の例による。

附 則（令和二年三月二十七日規則第十五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十六日規則第五十六号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に利用の承認を得ている者に係る当該承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三十一日規則第三十五号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年十月十八日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一共通の項の改正規定は、令和六年十二月一日から施行する。

別表第一（第五条関係）

区分		単位	使用料
展示場	椅子	一脚につき一日	七〇円
	机	一台につき一日	一三〇円
	バック幕	一枚につき一日	二、〇〇〇円
	吸音幕		一、三〇〇円
	冷暖房設備（全面利用の場合）	利用一時間につき	四〇、〇〇〇円
	冷暖房設備（三分の二利用の場合）		二六、六六〇円
	冷暖房設備（三分の一利用の場合）		一三、三三〇円
メインホール	スクリーンA	一台につき一日	三、〇〇〇円
	スクリーンB		二、五〇〇円
	調光操作卓A		一〇、〇〇〇円
	調光操作卓B		六、〇〇〇円
	LED平凸タイプスポットライト		八〇〇円
	LEDエリプソイダルスポットライト		一、〇〇〇円
	カメラワゴン		四、〇〇〇円
	AV機器操作卓		六、〇〇〇円
	中会議室		スクリーンC
スクリーンD		一、五〇〇円	
カメラワゴン		四、〇〇〇円	

	A V機器操作卓		三、〇〇〇円
屋外展示場	音響設備	一式につき一日	六、〇〇〇円
共通	プロジェクターA	一台につき一日	一六五、〇〇〇円
	プロジェクターB		八〇、〇〇〇円
	プロジェクターC		三一、〇〇〇円
	プロジェクターD		二五、〇〇〇円
	プロジェクターE		一一、〇〇〇円
	プロジェクターF		五、〇〇〇円
	移動式スクリーン		一、五〇〇円
	六十五インチディスプレイサイ ネージ		九、二〇〇円
	演台（大）		一、五〇〇円
	演台（中）		一、〇〇〇円
	演台（小）		八〇〇円
	花台		五〇〇円
	仮設ステージ（大）		四、〇〇〇円
	仮設ステージ（中）		二、〇〇〇円
	仮設ステージ（小）		一、〇〇〇円
	スタンド式LEDフレネルタイ プスポットライト		一、〇〇〇円
	クランク式ハイスタンド		一、〇〇〇円
	有線マイク		一、〇〇〇円
	デジタルワイヤレスハンドマイ ク		一、五〇〇円
	デジタルワイヤレスピンマイク		一、五〇〇円
	卓上型マイクスタンド		三〇〇円
	床上型マイクスタンド		三〇〇円
	移動式音響設備		七、一〇〇円
	移動式簡易音響設備		三、〇〇〇円
	ハイテーブル		一、〇〇〇円
	パーティション		五〇〇円
	ベルトパーティション		三五〇円
	プラスチック柵		三〇〇円
	展示パネル		三五〇円
	展示パネル用照明器具		三五〇円
サインスタンド	二〇〇円		
L字スタンド	二〇〇円		

	コートハンガー		五〇〇円
	姿見		一、一〇〇円
	ホワイトボード		五〇〇円
	ローリングタワー	一段につき一日	三、三〇〇円
	国旗	一枚につき一日	五〇〇円
	県旗		五〇〇円
	表彰盆	一個につき一日	四〇〇円
	コインロッカーA	一区画につき一日ごとに	三〇〇円
	コインロッカーB	一回	二〇〇円

注1 一日とは、午前零時から午後十二時までをいう。

2 利用時間がこの表に定める利用時間に満たない場合であっても、時間割による計算は、行わない。

別表第二（第五条関係）

区分	単位	金額
電気	一キロワット時につき	三〇円
水道	一立方メートルにつき	四五〇円

注1 使用電力量に一キロワット時に満たない端数があるときは、一キロワット時に切り上げる。

2 使用水量に一立方メートルに満たない端数があるときは、一立方メートルに切り上げる。

3 利用者が、屋外展示場に器具等を持ち込み、当該屋外展示場の電気等を使用した場合は、その使用に応じたこの表に定める金額を徴収する。

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）

群馬コンベンションセンター利用承認申請書					
					年 月 日
群馬県知事		あて			
申請者 住所（所在地） フリガナ 氏名（名称） 利用責任者名 担当者名 （電話）					
次のとおり利用の承認を申請します。 なお、利用に際しては、群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に従います。					
利用期間					
利用目的					
催物の名称					
出演者・出席者数	人	来場予定者数	人	利用者数計	人
うち県外者	人	うち県外者	人	うち県外者	人
うち外国人	か国 人	うち外国人	か国 人	うち外国人	か国 人
利用承認施設等名称	利用区分・数量		利用日時	使用料	
申請に当たっては、次の内容を誓約の上、口にしを記入してください。 <input type="checkbox"/> 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しません。					
入場料	有・無		使用料合計		
備考					

別記様式第2号（規格A4）（第3条関係）

<p>群馬コンベンションセンター利用承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">群馬県知事 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった群馬コンベンションセンターの利用承認施設等の利用については、次のとおり承認します。</p>			
利 用 期 間			
利 用 目 的			
催 物 の 名 称			
責 任 者 の 氏 名			
使 用 料 の 合 計 額			
利用承認施設等名称	利用区分・数量	利用日時	使 用 料
承 認 条 件			
承 認 番 号			
備 考			

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

群馬コンベンションセンター利用変更（取消し）承認申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

申請者 住所（所在地）
フリガナ
氏名（名称）
利用責任者名
担当者名
（電話）

年 月 日付け承認番号第 号で承認のあった群馬コンベンションセンターの利用承認施設等の利用について、次のとおり変更（取消し）の承認を申請します。

利用期間					
利用目的					
催物の名称					
出演者・出席者数	人	来場予定者数	人	利用者数計	人
うち県外者	人	うち県外者	人	うち県外者	人
うち外国人	か国 人	うち外国人	か国 人	うち外国人	か国 人
利用承認施設等名称	利用区分・数量		利用日時	使用料	
入場料	有・無		使用料合計		
備考					

別記様式第4号（規格A4）（第4条関係）

<p>群馬コンベンションセンター利用変更（取消し）承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">群馬県知事 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった承認番号第 号の群馬コンベンションセンターの利用承認施設等の利用の変更（取消し）については、次のとおり承認します。</p>			
利用期間			
利用目的			
催物の名称			
責任者の氏名			
使用料の合計額			
利用承認施設等名称	利用区分・数量	利用日時	使用料
承認条件			
備考			

別記様式第5号（規格A4）（第7条関係）

<p style="margin: 0;">群馬コンベンションセンター使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">群馬県知事 あて</p> <p style="margin: 0; margin-left: 200px;">申請者 住所（所在地）</p> <p style="margin: 0; margin-left: 200px;">フリガナ</p> <p style="margin: 0; margin-left: 200px;">氏名（名称）</p> <p style="margin: 0; margin-left: 200px;">利用責任者名</p> <p style="margin: 0; margin-left: 200px;">担当者名</p> <p style="margin: 0; margin-left: 200px;">（電話）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり使用料の減免の承認を申請します。</p>				
利 用 目 的				
催 物 の 名 称				
減免申請の理由				
所 定 の 使 用 料				
減 免 申 請 額				
利用承認施設等名称	利用区分・数量	利 用 日 時	所定の使用料	減免後の使用料
備 考				

別記様式第6号（規格A4）（第7条関係）

<p>群馬コンベンションセンター使用料減免承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">群馬県知事 印</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付けで申請のあった群馬コンベンションセンターの使用料の減免については、次のとおり承認します。</p>				
利 用 目 的				
催 物 の 名 称				
減 免 の 理 由				
減 免 額				
利用承認施設等名称	利用区分・数量	利 用 日 時	所定の使用料	減免後の使用料
備 考				

別記様式第7号（規格A4）（第8条関係）

<p>群馬コンベンションセンター使用料返還申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県知事 あて</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住所（所在地） フリガナ 氏名（名称） 利用責任者名 担当者名 （電話）</p> <p>次のとおり使用料の返還を申請します。</p>											
催物の名称											
利用承認日											
納付日											
返還申請額											
返還申請理由											
返還金受取金融機関	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">金融機関名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本支店名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">口座番号</td> <td style="padding: 5px;">普通・当座</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">カタカナ</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">口座名義人</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	金融機関名		本支店名		口座番号	普通・当座	カタカナ		口座名義人	
金融機関名											
本支店名											
口座番号	普通・当座										
カタカナ											
口座名義人											
添付書類											
備考											